瀬戸市訓令第２号

本　庁

公　所

瀬戸市文書取扱規程（平成１３年瀬戸市訓令第４号）の一部を次のように改正する。

令和５年９月２８日

瀬戸市長　川本雅之

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（保存年限等） 第３２条　＜省略＞ ２　前項の規定にかかわらず、法令等に保存期間の定めのある文書及び時効が完成する間証拠として保存する必要がある文書の保存年限は、それぞれ法令等に定める期間又は時効を考慮した期間による。 ３　＜省略＞	（保存年限等） 第３２条　＜省略＞ ２　＜省略＞

附　則

この訓令は、令和５年１０月１日から施行する。